だまされざる便り



◆◇ 相談事例 ◇◆

【巧妙化する、定期購入トラブルにご注意を！】

「シミ取りクリームがお試し900円」「定期購入の縛りなし」と書かれたネット広告を見て注文したところ、「500円の割引券」が表示された。割引券を利用すると、「3回分の受け取りが必要で、総額は25,000円」と記載されたメールが届いた。
あわてて事業者に電話すると、「初回のみで解約する場合は、キャンセル料として定価との差額を支払う必要がある」と説明された。
定価との差額は高額になり支払えない。

参考：国民生活センター注目情報「巧妙化する定期購入のトラブルにご注意
－購入中に「さらにお得なご案内」！？－」

⬇ ひとことアドバイス ⬅

広告に「定期購入の縛りなし」と表示されていても、割引券やクーポンなどを利用することで定期購入に変更される場合があります。
契約内容を最後まで確認し、契約内容の記載や最終確認画面（契約申込完了画面）の写真、届いたメールを必ず保存しておいてください。

◆トラブルになった時は、茨木市消費生活センターに電話してください。





おなじみの、茨木市消費生活センター啓発キャラクター「だまされざる」です！



だまされざる

まん丸おめめにまっ赤なほっぺ、大きなお耳で消費者の声を聞く元気な子ざる。「見ざる」「言わざる」「聞かざる」、絶対に「だまされざる」が座右の銘。消費者被害防止を胸に啓発路線を爆走中。今日も自慢の前髪がキマってる。

茨木市消費生活センター

参考：国民生活センター「国民生活」連載：発見！消費者トラブル啓発キャラクター」2020年9月号

架空請求は「見ざる」あいまいな返事は「言わざる」うまい話は「聞かざる」

そして絶対に「だまされざる」！と覚えてください。

だまされざるを見つけたら、茨木市消費生活センターを思い出してくださいね！

相談専用電話：072-624-1999　茨木市役所南館１階（茨木市駅前三丁目８番13号）
相談受付：月～金曜日　９時～16時30分、第2・4土曜日　９時～12時（土曜相談窓口は令和９年３月末で終了）